

就業規則

宮川下流漁業協同組合

宮川下流漁業協同組合就業規則

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この規則は、宮川下流漁業協同組合（以下「組合」という。）の従業員の就業に関する事項を定めるものである。なお、パートタイマーの就業に関する事項は、パートタイマー就業規則に別途さだめる。

(従業員の定義)

第 2 条 この規則で従業員とは、第 2 章に定める手続きを経て採用された者をいう。

(遵守義務)

第 3 条 従業員は、この規則及びその他諸規定を遵守するとともに、組合と相協力し、事業の発展に努めなければならない。

第 2 章 採 用

(採用)

第 4 条 従業員の採用は、就職希望者のうちから選考手続きを経て決定する。

(提出書類)

第 5 条 従業員として採用されたときは、雇用契約締結 2 週間以内に次の書類を提出しなければならない。ただし、既に提出済のものはこの限りではない。

- (1) 身元保証書
- (2) 誓約書
- (3) その他組合が必要と認めた書類

(身元保証人の資格)

第 6 条 身元保証人は、2 名とする。

- 2 身元保証人は、一定の職業に従事し、独立の生計を維持する成年者でなければならない。
- 3 前項にかかわらず、従業員は身元保証人になることは出来ない。

(身元保証人の更新)

第7条 身元保証人の更新は、満5カ年を経過するごとに行なうものとする。

第3章 服 務

(誠実義務)

第8条 従業員は、組合の定款、諸規等、通達及び指示に従い誠実にその職務に従事し、かつ、専念しなければならない。

(遵守事項)

第9条 従業員は、職務の秩序を保持し、業務の正常な運営を図るため、次の事項を守らなければならない。

- (1) 組合や職員の名誉・信用を失墜するような行為はしないこと。
- (2) 職務の権限を越えて専断的なことを行なわないこと。
- (3) 業務上の秘密を漏らさないこと。
- (4) 職務に関し不当に金品その他の利益を受け取ったり又はこれを与えたりしないこと。
- (5) 勤務時間を励行し職場を離れる場合は所在を明らかにすること。
- (6) 業務は正確迅速に処理し、常に自己啓発に努め能率化を図ること。
- (7) その他前各号に準ずる程度の行為をしないこと。

第4章 休 職

(休職)

第10条 従業員が、次の各号の一に該当したときは、休職とする。

- (1) 業務外の傷病による欠勤が引き続き3ヶ月を越えたとき。
- (2) 自己欠勤が1ヶ月以上にわたるとき。
- (3) 刑事事件に関し起訴されたとき。
- (4) 前各号のほか、特別の事情があつて休職させることが適当と認められたとき。

(復職)

第11条 休職期間が満了するまでに休職事由が消滅したと組合が認めた場合は、復職させる。

2 従業員が復職することなく、休職期間が満了したときは、自然退職とする。

第 5 章 退 職

(退職の基準)

第 12 条 従業員が、次の各号の一に該当するときは退職とする。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 定年に達したとき。
- (3) 休職期間が満了したとき。
- (4) 退職を願い出て承認されたとき。

(定年)

第 14 条 従業員の定年は満 60 歳に達した月末とする。ただし、組合が必要と認めたときは、期限を定めて再雇用することができる。

(退職手続)

第 15 条 従業員が自己の都合によって退職しようとする場合には、30 日前までに退職願を提出しなければならない。提出後も組合の承認あるまでは職務に従事しなければならない。

第 6 章 勤 務

(就業時間及び休憩時間)

第 16 条 就業時間は、1 ヶ月を平均し、1 週間当たり 40 時間以内とする。

2 前項の 1 ヶ月とは、毎年 1 日から月末までとする。

3 毎日の所定就業時間は、7 時間 30 分とし、始業及び終業時刻、休憩時間は次のとおりとする。

始業時刻 午前 8 時 30 分

終業時刻 午後 5 時

休憩時間 正午から午後 1 時まで

4 前項に規定する時刻及び休憩時間は、業務上必要ある場合に限り、繰上げまたは繰下げることがある。

(変形勤務)

第 17 条 組合は前条第 1 項の規定にかかわらず、特定の週に 40 時間を超えて勤務を命じることがある。

(時間外勤務)

第 18 条 組合は、業務の都合により所定時間外に勤務を命ずることが

ある。

- 2 前項の時間外勤務は、労働協定の範囲内とし、割増賃金を支払うものとする。

(適用除外)

第 19 条 前各号の規定にかかわらず、労働基準法の定めるところにより、次の各号に該当する者については、労働時間、休日、休憩の規定の適用を除外する。

- (1) 監督もしくは管理の地位にある者。
- (2) 監視または断続的勤務に従事する者で行政官庁の許可を受けた者

(遅刻及び早退)

第 20 条 遅刻した者又は早退しようとする者は、所属長に届けなければならない。

第 7 章 休日、休暇

(休日)

第 21 条 休日は次のとおりとする。

- (1) 毎週土曜日、日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律 178 号)による休日。
ただし、国民の休日と日曜日が重複したときは、その翌日を振替休日とする。
- (3) 年末年始(12 月 29 日から 1 月 3 日)
- (4) その他、組合長が指定した日。

(休日労働)

第 22 条 業務上必要がある場合は、前条で定める休日に労働させることがある。この場合従業員は、組合の別名により勤務に服するものとする。

(休日の振替)

第 23 条 業務上必要がある場合は、第 19 条第 1 号、第 2 号に限り、休日を 1 ヶ月以内の他の日と振り替えることができる。

- 2 前項の休日を振り替える場合は、振替の前日までに振替えによる休日を指定して本人に通知する。

(年次有給休暇)

第24条 1年間の所定労働日数の8割以上出勤した者に対しては、次の1年間において勤続年数に応じ、次表に掲げる日数の年次有給休暇を与える。

勤続年数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11年以上
有給休暇日数	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20

2 年次休暇をとろうとする者は、所定の手続きにより、指定日の前日までに組合長に届け出しなければならない。

3 当該年度の年次有給休暇の全部又は一部を消化しなかった場合は、その残日数を翌年度に限り繰り越すことができる。

(特別休暇)

第25条 従業員が、次の各号の一に該当するときは、それぞれ各号に定める日数の特別休暇を与えるものとする。

1 結婚のとき	
(1) 従業員本人	7日以内
(2) 従業員の子	3日以内
(3) 従業員の兄弟姉妹及び同居親族	1日以内
2 出産したとき	
(1) 従業員の配偶者	2日以内
3 忌引のとき	
(1) 父母、配偶者及び子	4日以内
(2) 祖父母、兄弟、姉妹及び配偶者の父母	3日以内
(3) その他の親族	2日以内
4 その他組合が必要と認めたとき	必要な期間

第8章 賃金、旅費、退職金

(賃金、旅費、退職金)

第26条 従業員の賃金、旅費、退職金に関しては、別に定める賃金規定、旅費規程及び退職金規程の定めによる。

第9章 表彰および制裁

(表彰)

第27条 組合は、従業員が次の各号の一に該当する場合は表彰する。

(1) 事業の発展に貢献し、又は業務上有益な創意工夫、発見をなした場合

(2) 社会的功績により組合の名誉、信用を高めた場合

- (3) 永年誠実に勤務した場合
- (4) 前各号に準ずる篤行又は功労のあった場合

(表彰の方法)

第 28 条 表彰は、賞状のほか賞品又は賞金の授与をもって行なう。

(制裁の種類)

第 29 条 制裁の種類及び程度は、次のとおりとする。

- (1) けん責 始末書を提出させて将来を戒める。
- (2) 減給 始末書を提出させるほか、1 回について平均賃金の 1 日分の 2 分の 1 を減ずる。ただし、減額は総額で、一賃金支払期における給与の 10 分の 1 を限度とする。
- (3) 出勤停止 始末書を提出させるほか、10 日間を限度として出勤を停止し、その間の給与は支給しない。
- (4) 論旨解雇 論旨により退職願い出させるが、これに応じないときは解雇する。
- (5) 制裁解雇 労働基準監督署長の認定を受けたときは、即時解雇する。

(制裁事由)

第 30 条 従業員が次の各号の一に該当する場合は、理事会で審議の上、その情状に応じ、前条に定める制裁処分を行なう。

- (1) 素行不良で組合の風紀秩序を乱したとき。
- (2) 正当な理由がなくしばしば遅刻、早退し又は欠勤したとき。
- (3) 無断欠勤が 3 日以上にわたるとき。
- (4) 出勤不良により注意を受けても改めないとき。
- (5) 勤務怠慢で業務に対する誠意が認められないとき。
- (6) 正当な理由なく組合の指示命令又は責任者の通達指示に従わなかったとき。
- (7) 故意又は重大な過失により、組合の機密を漏らし、又は漏らそうとしたとき。
- (8) 故意又は重大な過失により、組合の名誉又は信用を毀損する行為をしたとき。
- (9) 刑法その他法令に規定する犯罪に該当する行為をなし、爾後の就業に不相当と認められるとき。
- (10) 業務に関し不正不当な金品を授受し若しくは密かに饗応を

受けたとき、又はそれを要求若しくは約束したとき。

(11) この規則の規定に違反したとき。

(12) その他前各号に準ずる程度の不都合な行為があったとき。

第 10 章 雑 則

(その他)

第 31 条 この規則に明記されていない事項については、理事会に諮り決定する。

附則

この規則は平成 18 年 2 月 8 日より施行する。